

第三次行動計画届出内容

項目	届出内容																																												
1. 常用雇用する労働者の数	1, 977人																																												
2. 一般事業主行動計画策定日	平成23年2月1日																																												
3. 一般事業主行動計画の計画期間	平成23年4月1日～平成27年3月31日																																												
4. 次世代育成支援対策の内容	<p>〈厚生労働省所定様式 抜粋〉</p> <table border="1" data-bbox="278 401 1392 1824"> <thead> <tr> <th data-bbox="278 401 544 477">行動計画策定指針の事項</th> <th colspan="2" data-bbox="544 401 1392 477">次世代育成支援対策の内容として定めた事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="278 477 329 1824" rowspan="10">1 雇用環境の整備に関する事項</td> <td data-bbox="329 477 472 1824" rowspan="10">① 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備</td> <td data-bbox="472 477 544 548">ア</td> <td data-bbox="544 477 1392 548">妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 548 544 592">イ</td> <td data-bbox="544 548 1392 592">子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 592 544 635">ウ</td> <td data-bbox="544 592 1392 635">育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 635 544 921">エ</td> <td data-bbox="544 635 1392 921">                     育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施                      (ア) 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施                      (イ) 労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知                      (ウ) 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し                      (エ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供                      (オ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 921 544 1087">オ</td> <td data-bbox="544 921 1392 1087">                     子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施                      (ア) 三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の免除                      (イ) 三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度                      (ウ) フレックスタイム制度                      (エ) 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1087 544 1157">キ</td> <td data-bbox="544 1087 1392 1157">子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1157 544 1228">ク</td> <td data-bbox="544 1157 1392 1228">労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1228 544 1298">コ</td> <td data-bbox="544 1228 1392 1298">子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施など子育てをしながら働く労働者に配慮した措置の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1298 544 1368">サ</td> <td data-bbox="544 1298 1392 1368">育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1368 544 1412">シ</td> <td data-bbox="544 1368 1392 1412">出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="278 1412 329 1603" rowspan="4">の整備 様な労働条件</td> <td data-bbox="329 1412 472 1603" rowspan="4">② 働き方の見直しに資する多様な労働条件</td> <td data-bbox="472 1412 544 1456">ア</td> <td data-bbox="544 1412 1392 1456">所定外労働の削減のための措置の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1456 544 1500">イ</td> <td data-bbox="544 1456 1392 1500">年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1500 544 1544">エ</td> <td data-bbox="544 1500 1392 1544">在宅勤務等の場所・時間にとられない働き方の導入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1544 544 1603">オ</td> <td data-bbox="544 1544 1392 1603">職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="278 1603 329 1824" rowspan="3">2 1以外の次世代育成支援対策に関する事項</td> <td data-bbox="329 1603 472 1824" rowspan="3"></td> <td data-bbox="472 1603 544 1673">(2)</td> <td data-bbox="544 1603 1392 1673">地域において子どもの健全育成のための活動等を行うNPO等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1673 544 1744">(5)</td> <td data-bbox="544 1673 1392 1744">若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じて雇入れ又は職業訓練の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1744 544 1824">その他</td> <td data-bbox="544 1744 1392 1824">(概要を記載すること) 骨髄液提供、被災者支援活動のための特認休暇の取得が可能</td> </tr> </tbody> </table>		行動計画策定指針の事項	次世代育成支援対策の内容として定めた事項		1 雇用環境の整備に関する事項	① 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備	ア	妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施	イ	子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進	ウ	育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施	エ	育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施 (ア) 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施 (イ) 労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知 (ウ) 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し (エ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供 (オ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し	オ	子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施 (ア) 三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の免除 (イ) 三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度 (ウ) フレックスタイム制度 (エ) 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度	キ	子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施	ク	労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入	コ	子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施など子育てをしながら働く労働者に配慮した措置の実施	サ	育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知	シ	出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施	の整備 様な労働条件	② 働き方の見直しに資する多様な労働条件	ア	所定外労働の削減のための措置の実施	イ	年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施	エ	在宅勤務等の場所・時間にとられない働き方の導入	オ	職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施	2 1以外の次世代育成支援対策に関する事項		(2)	地域において子どもの健全育成のための活動等を行うNPO等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施	(5)	若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じて雇入れ又は職業訓練の推進	その他	(概要を記載すること) 骨髄液提供、被災者支援活動のための特認休暇の取得が可能
行動計画策定指針の事項	次世代育成支援対策の内容として定めた事項																																												
1 雇用環境の整備に関する事項	① 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備	ア	妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施																																										
		イ	子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進																																										
		ウ	育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施																																										
		エ	育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施 (ア) 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施 (イ) 労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知 (ウ) 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し (エ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供 (オ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し																																										
		オ	子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施 (ア) 三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の免除 (イ) 三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度 (ウ) フレックスタイム制度 (エ) 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度																																										
		キ	子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施																																										
		ク	労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入																																										
		コ	子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施など子育てをしながら働く労働者に配慮した措置の実施																																										
		サ	育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知																																										
		シ	出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施																																										
の整備 様な労働条件	② 働き方の見直しに資する多様な労働条件	ア	所定外労働の削減のための措置の実施																																										
		イ	年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施																																										
		エ	在宅勤務等の場所・時間にとられない働き方の導入																																										
		オ	職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施																																										
2 1以外の次世代育成支援対策に関する事項		(2)	地域において子どもの健全育成のための活動等を行うNPO等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施																																										
		(5)	若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じて雇入れ又は職業訓練の推進																																										
		その他	(概要を記載すること) 骨髄液提供、被災者支援活動のための特認休暇の取得が可能																																										